

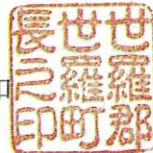


世羅町告示第 185 号

世羅町廃棄物の処理及び清掃に関する条例第 7 条第 2 項の規定に基づく令和 6 年度一般廃棄物処理実施計画を定めたので公表する。

令和 6 年 5 月 29 日

世羅町長 奥田 正和



令和 6 年度
世羅町一般廃棄物処理実施計画

世 羅 町

4. 町が収集する一般廃棄物の種類（分別の区分）

（1）家庭系一般廃棄物（固形状）

- | | |
|---|--|
| ① 可燃ごみ
台所ごみ、紙類、布類、靴類、鞄類等 | ④ ペットボトル |
| ② 容器包装プラスチック
商品の容器・袋、食品トレー等 | ⑤ 不燃ごみ
不燃物、発火性危険ごみ、電池類、蛍光灯類、充電式小型家電 |
| ③ びん・缶
無色、茶色、その他の色のびん、アルミ缶（飲料缶のみ）、スチール缶（飲料缶のみ） | |

（2）前記（1）以外の固形状一般廃棄物

- | |
|--|
| ① 地域清掃ごみ
地域住民による公園・道路・河川等の清掃活動に伴って発生するもので、町長が処理の必要を認めたもの。 |
| ② 不法投棄ごみ
公共用地等に不法に投棄されたもののうち、原因者が不明で、かつ当該土地の管理者等による処理が著しく困難であるもののうち、町長が処理の必要を認めたもの。 |
| ③ その他
町長が必要と認めたもの。 |

5. 町が収集しない一般廃棄物

（1）事業系一般廃棄物（固形状）

事業者の事業活動によって発生したごみは、可能な限りの減量化（再生利用等の資源化を含む）の努力を行った後、排出者自らが適正処理をするものとし、適正な自己処理及び自ら搬入できない場合は、町長が許可した一般廃棄物（固形）収集運搬許可業者へ依頼するものとする。

町・県・国が管理する道路、河川の管理上で発生する法面等の草木は、排出者自ら再生利用等資源化を含む減量化の努力を行った後、適正処理するものとし、適正な処理が困難な場合は、運搬すべき場所及び処理方法について町長の指示によるものとする。

（2）一般廃棄物（液状）

一般家庭及び事業所等から排出された液状一般廃棄物（し尿及び浄化槽汚泥）は、町長が許可した一般廃棄物（液状）収集運搬許可業者により各家庭等から専用機材で収集し、世羅町美化センターで処理するものとする。

（3）一時多量ごみ

引越し、大掃除等で生じる一時多量ごみは、排出者自らが町長の指定する場所（町が実施する拠点収集場所又は三原広域市町村圏事務組合不燃物処理工場）へ搬入するか、町長が許可した一般廃棄物（固形）収集運搬許可業者へ依頼するものとする。

（4）家電4品目（テレビ、エアコン、冷蔵庫及び冷凍庫、洗濯機及び衣類乾燥機）

特定家庭用機器再商品化法（以下「家電リサイクル法」という。）第2条第5項に規定する特定家庭用機器一般廃棄物は、家電リサイクル法に定める製造業者による再商品等を行うものとし、当該廃棄物の処分を依頼された者は、当該廃棄物を必ず指定取引場所に搬入すること。又は、リサイクル券を購入後、自ら指定取引場所へ搬入すること。

（5）パソコン（家庭系）

資源の有効な利用の促進に関する法律（以下「資源有効利用促進法」という。）第2条第12項に規定する自主回収対象パソコンは、自ら製造事業者へ再資源化を申込み、再資源化すること。または、小型家電リサイクル法の認定事業者に回収を依頼すること。

(6) スプリング入りソファー、スプリング入りマットレス、マッサージ機

町長が指定する場所へ搬入（無料）するか、町長が許可した一般廃棄物（固形）収集運搬許可業者へ依頼（有料）するものとする。

(7) 在宅医療廃棄物

在宅医療として家庭で使用された注射器・注射針・点滴用品・薬等、原則は医療機関へ返却するものとする。

(8) その他、次の固形状一般廃棄物

ア. オートバイ　自主取組みによる二輪車リサイクルシステム（廃棄二輪車取扱店）に持ち込み処理すること。

イ. 自動車　自動車リサイクル法により適正に処理すること。

ウ. その他　農機具、農業用プラスチック類、農業用農薬、建築廃材、プレジャー
ボート、ピアノ、消火器、ガスボンベ（カセットボンベを除く）、石油類
等は、農協や販売店、製造元などへ処理を依頼するものとする。

庭木等の刈込みで生じる木くずや根株、竹類は、尾三地方森林組合に持
ち込み処理する。

収集運搬については、自ら運搬するか、できない場合は町長が許可した
一般廃棄物（固形）収集運搬許可業者へ依頼するものとする。

6. 直接搬入ごみ

固形状一般廃棄物の運搬は、当該排出者自らが行い、可燃ごみについては事業系自己搬入のみ三原市清掃工場で処理する。容器包装プラスチック、びん・缶、ペットボトル、不燃ごみは、三原広域市町村圏事務組合不燃物処理工場及び町が指定する場所で処理する。

- (1) 家庭系自己搬入（無料）※可燃ごみを除く
- (2) 家庭系許可業者（有料）
- (3) 事業系自己搬入（有料）
- (4) 事業系許可業者（有料）

(3) 最終処分計画

ア. 可燃ごみ

(1) 埋立処分

処分場 : 一般財団法人 広島県環境保全公社
出島地区廃棄物等埋立処分場
所在地 : 広島市南区出島4丁目地先
処理見込量 : 468 t

イ. 不燃ごみ、容器包装プラスチック、びん・缶、ペットボトル

(1) 埋立処分施設

処分場 : 三原市 一般廃棄物最終処分場
所在地 : 三原市八坂町10227番地
埋立地面積 : 21,000 m²
全体容量 : 163,000 m³
残余容量 : 43,237 m³ (令和5年度末現在)
埋立見込量 : 26 m³

(2) 焼却施設

処分場 : 三原市 清掃工場
所在地 : 三原市八坂町10227番地
処理方法 : 連続燃焼式
処理能力 : 90t 2基/24時間
焼却見込量 : 186 t

(3) 使用済み乾電池処理

委託先名称 : JFE条鋼 株式会社 水島製造所
所在地 : 岡山県倉敷市水島川崎通一丁目
処理見込量 : 3.7 t

(4) 使用済み蛍光灯処理

委託先名称 : 株式会社 都市ビルサービス
所在地 : 広島県東広島市八本松町原4792番地
処理見込量 : 0.7 t

9. 一般廃棄物の処理施設の整備に関する事項

ア. 可燃ごみ

区 分	概 要
施設の名称	三原市清掃工場
所在地	三原市八坂町10227番地
処理方法	連続燃焼式
処理能力	90 t × 2 基／24時間
処理量	28,722t／年

イ. 不燃ごみ、容器包装プラスチック、びん・缶、ペットボトル

区 分	概 要
施設の名称	三原広域市町村圏事務組合 不燃物処理工場「E c o r o」
所在地	三原市八坂町10227番地
処理方式	不燃・粗大ごみ処理 缶類圧縮処理（缶類圧縮機） ペットボトル圧縮梱包処理（圧縮梱包機） 容器包装プラスチック圧縮梱包処理（圧縮梱包機）
処理能力	不燃・粗大ごみ処理 5.0 t / 日 (5 H) 缶類圧縮処理 6.8 t / 日 (5 H) ペットボトル圧縮梱包処理 1.8 t / 日 (5 H) 容器包装プラスチック圧縮梱包処理 6.4 t / 日 (5 H)
処理量	4,100 t

ウ. し尿及び浄化槽汚泥

区 分	概 要
施設の名称	美化センター
所在地	世羅郡世羅町大字川尻10781番地11
処理方式	標準脱窒処理方式
処理能力	35kℓ/日